

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和8年1月15日

届出年月日：令和7年12月18日

店 舗 名：マルショク津久見店

設 置 者：株式会社サンリブ

縦 覧 期 間：令和8年1月15日～

令和8年5月15日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

届出の概要：別紙のとおり

様式第2（第6条関係）



※受理年月日	年 月 日
※整理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年 12月 18日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

株式会社サンリブ
代表取締役 眞田義文
北九州市若松区本町二丁目17番1号
ベイサイドプラザ若松2F

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルショク津久見店

所在地 大分県津久見市中央町760番地の53

2 変更した事項

（1）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社 サンリブ

代表取締役 菊池 毅

北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F

（変更後） 株式会社 サンリブ

代表取締役 眞田義文

北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前) 小売業者一覧表

No.	名 称	代表者氏名	住 所
1	株式会社サンリブ	<u>代表取締役 菊池 毅</u>	北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F
2	有限会社若林鮮魚	代表取締役 若林 健	大分県津久見市立花2番26号
3	東洋食品株式会社	代表取締役 黒田要一郎	北九州市門司区黄金町6番28号
4	九州フジパンストアー株式会社	<u>代表取締役 高山昭一</u>	愛知県名古屋市長久区松園町一丁目50番地
5	株式会社ジェリコ	代表取締役 早川高央	大分県中津市大字牛神410-1
6	株式会社菊家	<u>代表取締役 齋藤治雄</u>	大分県由布市挾間町赤野向ノ山740番地
7	株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
8	株式会社大分からあげ	代表取締役 川邊哲也	大分県大分市下郡北一丁目127番
9	株式会社武田や	<u>代表取締役 武田弘治</u>	北九州市小倉南区南方二丁目1番34

※ _____ (アンダーライン) は変更箇所を示す。

※色をかけた NO. のテナントは変更後において退店したものを示す。

(変更後) 小売業者一覧表

No.	名 称	代表者氏名	住 所
1	株式会社サンリブ	<u>代表取締役 眞田義文</u>	北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F
2	株式会社大分イワキ	<u>代表取締役 伊藤宣広</u>	宮崎県延岡市稲葉崎町2丁目133番地
3	東洋食品株式会社	代表取締役 黒田要一郎	北九州市門司区黄金町6番28号
4	九州フジパンストアー株式会社	<u>代表取締役 川端賢二</u>	愛知県名古屋市長久区松園町一丁目50番地
5	株式会社菊家	代表取締役 <u>黒木崇公</u>	大分県由布市挾間町赤野向ノ山740番地
6	株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
7	株式会社大分からあげ	代表取締役 川邊哲也	大分県大分市下郡北一丁目127番
8	サークルフーズ株式会社	代表取締役 後藤幸太	北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F

※ _____ (アンダーライン) は変更箇所を示す。

※色をかけた NO. のテナントは新規出店したものを示す。

3 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和3年 3月 6日 株式会社サンリブの本社移転

令和6年 2月 13日 株式会社サンリブの代表者変更

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和7年 6月 27日

4 変更する理由

(1) 設置者の住所並びに代表者の変更

(2) テナントの入れ替え及び住所並びに代表者の変更